

利害関係者が所有者不明空き家等を 国の制度を活用して解体する際の費用を助成します

奄美市では、所有者が不明、または、所有者による管理が適切にされていない建物・空き家等を解体することを目的として、その空き家の利害関係者(土地所有者・近隣住民等)が財産管理制度等(※)を活用した場合、その費用の一部を助成します。

※) 財産管理制度等について (民法に基づく制度)

調査を尽くし所有者が不明である建物や、所有者による管理が適切にされていない建物について、その利害関係者が地方裁判所または家庭裁判所に申し立てることで、裁判所が選任する管理人(弁護士・司法書士等)の権限により裁判所の許可を得て処分が可能となる制度です。制度の詳細は右下側の二次元バーコードのリンク先をご確認ください。



参考：裁判所HP資料
所有者不明建物管理制度

申請要件・助成対象経費・助成額の概要

- ① **助成対象となる空き家** (以下の全ての要件に該当すること)
 - 所有者が不在若しくは不明である又は適切に管理されず放置された市内にある建物その他工作物
 - 個人所有の空き家(法人所有は対象外)
 - 公共事業等による補償の対象となっていないもの
- ② **助成対象者** (以下の全ての要件に該当すること)
 - ③に記載する財産管理制度等を活用し管理人等に所有者不在等空き家の除却を行わせた申立人
 - 市税を滞納していない人
 - 暴力団や暴力団員と密接な関係にない人
 - 過去にこの助成金を受給したことのない人
- ③ **助成対象となる財産管理制度等** (以下のいずれか)
 - 所有者不明建物管理制度(民法第264条の8各項に定める制度)
 - 管理不全建物管理制度(民法第264条の14各項に定める制度)
 - 相続財産清算制度(民法第951条から第958条に定める制度)
 - 不在者財産管理制度(民法第25条から第32条に定める制度)
- ④ **助成対象工事** (以下の全ての要件に該当すること)
 - 敷地を更地にすること(一部除却等は対象外)
- ⑤ **助成対象経費と助成額(最大60万円)**

申請フロー
必要書類

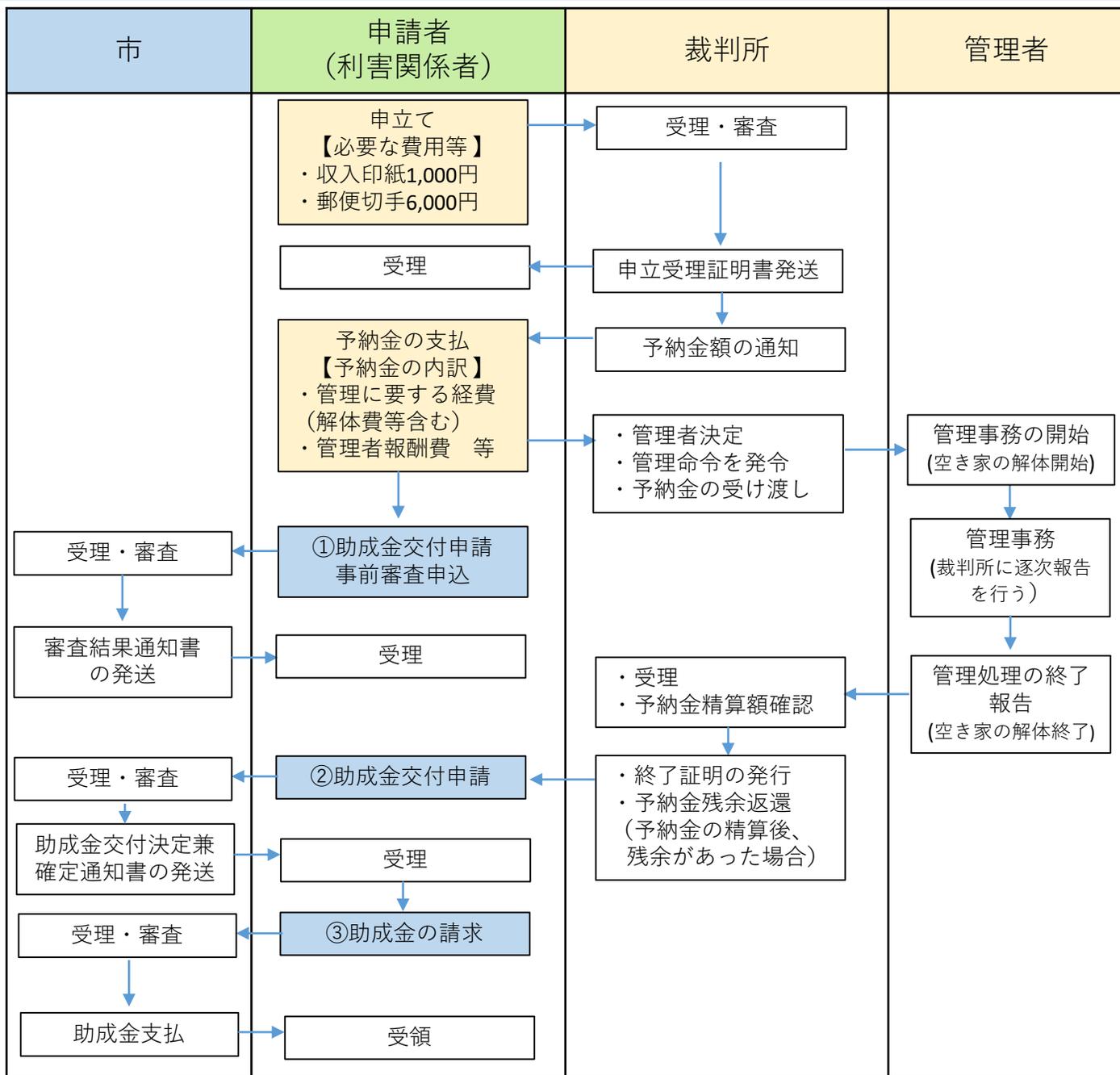
裏面へ

区分	交付要件	助成対象経費(※1)	助成金の額
基本額	財産管理制度等を活用した所有者不在等空き家の除却であること。	・裁判所に支払った申立手数料(収入印紙代、郵便切手代等) ・裁判所に支払った予納金(除却工事費用を除く)	助成対象経費の2分の1以内の額(30万円を上限)
危険空き家解体加算額	次のいずれにも該当すること。 (1)所有者不在等空き家が、奄美市危険空き家等除却助成金交付制度と同じ不良度判定基準を満たす危険空き家であること。 (2)除却工事費用が30万円以上であること。 (3)交付申請事前審査申込み時点において、除却工事に着手していないこと。 (4)当該所有者不在等空き家について、管理人等が奄美市危険空き家等除却助成金の交付を受けていないこと。(※2)	裁判所に支払った予納金のうち、除却工事費用	助成対象経費の3分の1以内の額(30万円を上限)

※1…裁判所からの返還金があった場合は、その額を減じた額

※2…管理人等が除却助成金の交付を受けている場合、予納金の清算を以て除却助成金の交付を受けることになると見なすため

申請フロー（裁判所及び管理者の項目は空き家の解体を前提とした文言となっています。）



市への申請の際に必要な書類

①助成金交付申請事前審査申込

- (1) 事前審査申込書（様式1）
- (2) 裁判所の受付印が押印された申立書の写し
- (3) 申立受理証明書の写し
- (4) 予納金の支払を証明できる書類
- (5) 対象となる所有者不在等空き家の写真及び位置図（任意様式）
- (6) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等、郵送時は写し）

③助成金の請求

- (1) 助成金交付請求書（様式5）

②助成金交付申請

- (1) 助成金交付申請書（様式2）
- (2) 裁判所が発出する、事件終了証明書等、助成対象所有者不在等空き家が解体されたことがわかる書類
- (3) 裁判所が発出する、精算後の予納金の内訳がわかる書類
- (4) 工事完了後の現況写真
- (5) 市税等納付状況確認同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

問合せ先

奄美市 名瀬総合支所 総務部 プロジェクト推進課

TEL:0997-52-1111 FAX:0997-52-1001

E-mail : pj@city.amami.lg.jp

申請様式
ダウンロード

